

# 令和6年度 鎌ヶ谷市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付申請の手引き

「太陽光発電システム」「燃料電池システム(エネファーム)」「リチウムイオン蓄電池システム」「V2H 充放電設備」について



鎌ヶ谷市では、地球温暖化防止を推進するために、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する方に対して、費用の一部を補助します。

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度  
▶令和6年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



**<申請期間> 令和7年1月31日(金) 17時まで**

**【郵送の場合は、令和7年1月31(金)日必着】**

**※申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します**

令和6年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

## 目次

1 補助対象設備について.....	3
2 補助対象となる方 .....	5
3 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件.....	5
4 補助金額及び補助対象経費について.....	6
5 申請手続きの流れ .....	7
6 申請について (1)提出書類.....	8
6 申請について (2)-1申請書記載例(一般) .....	10
6 申請について (2)-2申請書記載例(リース).....	11
6 申請について (3)内訳明細書の参考様式及び記載例.....	12
6 申請について (4)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ) .....	14
6 申請について (5)提出方法 .....	15
6 申請について (6)申請期間 .....	15
7 その他の注意事項.....	16
8 Q&A.....	17
9 提出先・お問い合わせ先 .....	21

## 1 補助対象設備について

※すべて未使用品(新品)であること

### 太陽光発電システム

- (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの
  - ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの
  - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
  - ウ 一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- (4) 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であるもの

### 燃料電池システム(エネファーム)

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の機器登録を受けているもの
- (2) 停電時自立運転機能を有するもの

### リチウムイオン蓄電池システム

- (1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているもの
- (2) 太陽光発電システムが設置されていること(新設・既設を問わない)

### V2H 充放電設備

- (1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助事業とされているもの
- (2) 電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であるもの
- (3) 太陽光発電システムの設置(新設・既設問わない)及び、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入(新規導入・導入済み問わない)がされていること

## 併設を要件としている設備について

### 【太陽光発電システム】

- (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの
  - ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの
  - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
  - ウ 一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- (4) 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であるもの

### 【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】

- (1) 自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のもの
- (2) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」または「ガソリン・電気」または「軽油・電気」と記載されているもの

## 2 補助対象となる方

以下すべてに当てはまる方が申請できます。

- (1) 申請者自らが購入し、所有していること。  
(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合も可。)
- (2) 次の各項のいずれかに該当する住宅に補助対象設備を導入した方。
  - ①自らが所有し居住する市内に所在する住宅
  - ②市内に新築・増改築した住宅
  - ③未使用の補助対象設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅
  - ④第三者が一部もしくは全部を所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅  
(所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方)

※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅(自ら所有・居住する部分のみ)を含みます。
- (3) 補助対象設備が設置された鎌ヶ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方。
- (4) 鎌ヶ谷市に納付すべき税を滞納していない方。(リース事業者も含む。)
- (5) 令和5年度以降(令和5年4月1日以降)に設置工事に着手し、完了した方。
- (6) 過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと。

## 3 補助対象設備の導入をリースで行う場合の要件

- (1) 設置者とリース事業者は連名で申請をすること。
- (2) リース事業者が補助対象者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること。
- (3) リース契約について、次のいずれかを満たすこと。  
また、それらがリース契約書等から確認できること。
  - ① リース期間が設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること。(21ページ参照)
  - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

#### 4 補助金額及び補助対象経費について

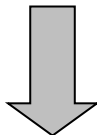
設備の種類	補助金額	補助対象経費
太陽光発電システム	<p>令和5年度以降に設置工事に着手し、完了した場合、 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(小数点以下第1位未満を切捨て)に、 1キロワットあたりの単価1万円を乗じて得た額 <b>上限3万円</b></p> <p>【例】(1)3.53キロワット → 3.5キロワット ⇒ <b>3万円</b> (2)2.88キロワット → 2.8キロワット ⇒ <b>2万8千円</b></p>	太陽電池モジュール、 架台、パワーコンディショナー、その他付属機器の購入費、工事費
燃料電池システム (エネファーム)	<p>(1) 令和6年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>上限10万円</b></p> <p>(2) 令和5年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>上限4万円</b></p>	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等) 及び付属品の購入費、 工事費
リチウムイオン蓄電池システム	<p>太陽光発電システムを併設し、</p> <p>(1) 令和6年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>上限10万円</b></p> <p>(2) 令和5年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>上限4万円</b></p>	設備本体(蓄電池部、 電力変換装置等)及び 付属品の購入費、工事 費
V2H充放電設備	<p>太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を併設し、</p> <p>(1) 令和6年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>補助対象経費の1/10 (上限25万円)</b></p> <p>(2) 令和5年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <b>補助対象経費の1/10 (上限8万円)</b></p>	設備本体の購入費 ※設置工事費対象外

#### ※各設備共通

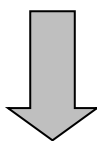
補助対象経費には、消費税、地方消費税相当額及び他の補助金額(国等の補助金の交付を受けている場合)を含めないものとします。算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

## 5 申請手続きの流れ

(補助対象設備の工事が完了し、補助対象設備の使用を始める)

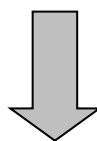


① 「補助金交付申請書」(第1号様式)に必要書類を添えて提出する



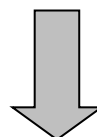
※市:受付・書類審査  
(30~45日程度要します)

② 市から郵送する補助金交付決定通知書・額確定通知書を受け取る



③ ②で同封した「補助金交付請求書」(第5号様式)を提出する

※補助金交付請求書の「1請求額」には、額確定通知書の「交付確定額」をご記入ください。



※市:補助金支払い  
(30日程度要します)

④ 補助金を受け取る

※補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがあります

## 6 申請について (1)提出書類

設備ごとに提出書類が異なりますので、ご確認ください。

提出書類		補足
<b>&lt;全設備共通&gt;</b>		
①	補助金交付申請書(第1号様式・第1号様式の2)	記載例:10 ページ、11 ページ
②	メーカー発行の保証書、出荷証明書など未使用品であることを確認できる書類の写し	購入日、メーカー名、品番等が全て確認できるもの 20 ページ「Q3-4」参照
③	設備の設置図面	平面図に設置状況を図示したもの等
④	領収書の写し	19 ページ「Q2-12」、20 ページ「Q3-6」参照 ※リース・所有権留保付きローンにより補助対象設備を導入等する場合を除く
⑤	内訳明細書	補助対象経費の内訳が明記されているもの ※「工事費一式」ではお受けできません ※様式は問いませんが、参考様式2を使用していただいで構いません
⑥	補助金交付申請チェックシート	—
<b>&lt;全設備共通&gt; 該当する方のみ</b>		
⑦	補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	申請を設備販売者等に代行させる方
⑧	補助対象設備設置承諾書	設備を設置した住宅を第三者が一部(全部)所有している方
<b>&lt;全設備共通&gt; 所有権留保付きローンの方のみ</b>		
⑨	全額支払いの手続きが完了していることが確認できる確認書類	全額支払いの手続きが完了している(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類等
<b>&lt;全設備共通&gt; リース契約の方のみ</b>		
⑩	リース契約書の写し	補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額又は補助金額をリース期間で除した月額リース料金(リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)が確認できること ※リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いいたします。 ①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する ②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出する



⑪	貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	14 ページ参照
⑫	リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し	領収書等
⑬	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
<b>&lt;太陽光発電システムを申請する方&gt;</b>		
⑭	②の書類について	太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの両方のものを提出してください
⑮	③の書類について	太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの
⑯	電気事業者と締結した特定契約の内容がわかる書類の写し	東京電力パワーグリッド株式会社と契約した場合は、「電力受給契約申込書」の写し又は「接続契約のご案内」の写し及びいずれかの書類を提出ください ・「特定契約締結通知」(メール)の写し ・「系統連系完了通知」(メール)の写し ・「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
<b>&lt;リチウムイオン蓄電池システムを申請する方&gt;</b>		
⑰	太陽光発電システムが設置してあることが確認できる書類の写し	次のいずれかの書類 ● 売電明細の写し ● 「接続契約のご案内」の写し ● 「特定契約のご案内」の写し ● 保証書の写し
<b>&lt;V2H充放電設備を申請する方&gt;</b>		
⑱	太陽光発電システムが設置してあることが確認できる書類の写し	次のいずれかの書類 ● 売電明細の写し ● 「接続契約のご案内」の写し ● 「特定契約のご案内」の写し ● 保証書の写し
⑲	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が設置してあることが確認できる書類の写し	自動車検査証の写し(車検証が電子化されている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを提出)
⑳	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるもの

6 申請について (2)-1 申請書記載例(一般)

第1号様式(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、  
郵送の場合は発送日をご記入ください

令和6年7月7日

申請者 〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

氏名 鎌ケ谷 二郎

電話番号 047-123-4567

日中連絡が取れる番号  
をご記入ください

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条  
とおり申請します。

6ページを参考に設備  
の申請額を記入

設備及び申請額内訳(該当する番号に○印をしてください。)	記			申請額	単位
	1	3	5		
1 太陽光発電システム (キロワット)			5	30,000	円
2 燃料電池システム(エネファーム)					円
3 リチウムイオン蓄電池システム				100,000	円
4 窓の断熱改修					円
5 電気自動車					円
6 プラグインハイブリッド自動車					円
7 V2H充放電設備					円
8 集合住宅用充電設備					円
9 住民の合意形成のための資料					円
申請額合計				130,000	円

キロワットの記入を  
忘れずに

上記の合計金額を記入

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	1 既存の住宅に設置した。
	2 住宅の新築に併せて設置した。
	3 設備が設置された住宅を取得した。
着工日(自動車を除く)	令和6年 4月 12日 蓄電池 6/2
設置又は引き渡し完了日	令和6年 7月 2日

設備毎に着工日が異なる  
場合はそれぞれご記入ください

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査する。  
 同意します  同意しません(該当する□に✓印をしてください)  
 ※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る納税証明書及び住民票の写し(を添付してください。)

全ての設備の設置  
工事が完了した日  
をご記入ください。  
(19ページ「Q3-2」参照)

いずれかにチェックを忘れずに

6 申請について (2)-2申請書記載例(リース)

第1号様式の2(第5条関係)

鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条

鎌ヶ谷市長 様

持参の場合は提出日、郵送の場合は発送日をご記入ください

令和6年7月7日

(リース事業者) 〒123-4567

所在地 ▲▲県●●市××1-2-3

名称 ●●●株式会社

フリガナ トリシマリヤクシャチョウ カマガヤ ハナコ  
代表者職・氏名 取締役社長 鎌ヶ谷 花子

電話番号 000-0000-0000

申請者

(リース先) 〒273-0195

住所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

フリガナ カマガヤ ジロウ  
氏名 鎌ヶ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

日中連絡が取れる番号  
をご記入ください

鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条

6ページを参考に設備の申請額を記入

設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1	太陽光発電システム( 3 . 5 キロワット)	30,000	円
	2	燃料電池システム(エネファーム)		円
	3	リチウムイオン蓄電池システム	100,000	円
	4	窓の断熱改修		円
	5	電気自動車		円
	6	プラグインハイブリッド自動車		円
	7	V2H充放電設備		円
	8	集合住宅用充電設備		円
	9	住民の合意形成のための資料		円
申請額合計			130,000	円

キロワットの記入を  
忘れずに

合計金額を記入

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	1	既存の住宅に設置した。
	2	住宅の新築に併せて設置した。
	3	設備が設置された住宅を取得した。
着工日(自動車を除く)	令和6年 4月 12日	蓄電池 6/2
設置又は引き渡し完了日	令和6年 7月 2日	

設備毎に着工日が異なる  
場合はそれぞれご記入ください

私の鎌ヶ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況(リース先のみ)を  
(リース事業者)  同意します  同意しません(該当する□に✓印をしてください)  
(リース先)  同意します  同意しません(該当する□に✓印をしてください)  
※同意しない場合は、申請日の属する年度の前身(前年)に係る納税証明書及び住民票の写し(申請者本人分)を添付してください。

いずれかにチェックを忘れずに

全ての設備の設置  
工事が完了した日  
をご記入ください。  
(19ページ「Q3-2」参照)

6 申請について (3)内訳明細書の参考様式及び記載例

						参考様式2
						令和 年 月 日
太陽光発電システム・燃料電池システム・リチウムイオン蓄電池システム・V2H充放電設備設置費用の内訳明細書						
様邸における			設置費用の内訳については下記のとおりです。			
補助対象経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
太陽電池モジュール購入費						
架台購入費						
パワーコンディショナー購入費						
その他付属機器購入費						
工事費						
<b>太陽光発電システム 小計</b>						¥ -
設備本体購入費(燃料電池ユニット等)						
付属品購入費						
工事費						
<b>燃料電池システム(エネファーム) 小計</b>						¥ -
設備本体購入費(蓄電池部等)						
付属品購入費						
工事費						
<b>リチウムイオン蓄電池システム 小計</b>						¥ -
設備本体購入費						
<b>V2H充放電設備 小計</b>						¥ -
			(1)	<b>補助対象経費小計</b>		¥ -
補助対象外経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
V2H充放電設備付属品購入費						
V2H充放電設備工事費						
その他						
			(2)	<b>補助対象外経費小計</b>		¥ -
備考					<b>小計 (1) + (2)</b>	¥ -
				(3)	<b>他補助金</b>	
					<b>合計</b>	¥ -
					<b>消費税</b>	¥ -
					<b>総合計</b>	¥ -
会社名			(4)	<b>他補助金控除後の補助対象経費(1) - (3)</b>		¥ -
〒				<b>補助申請金額</b>		
※(4)から(V2H充放電設備は4×1/10から)千円未満の端数を切り捨てた額(補助金額上限内)						
TEL	担当者					

<内訳明細書(参考様式2)の記載方法について>

- ①必要に応じて、行や列の追加や削除をして使用していただいて構いません
- ②各項目の金額等は補助金対象経費の算定に必要となりますので、必ず記入してください

令和 年 月 日							
太陽光発電システム・燃料電池システム・リチウムイオン蓄電池システム・V2H充放電設備設置費用の内訳明細書							
申請者の氏名を記入してください。 鎌ヶ谷 二郎		様邸における		太陽光発電システム及び リチウムイオン蓄電池システム			
設置費用の内訳については下記のとおりです。							
補助対象経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
太陽電池モジュール購入費	〇〇〇社	AAA111AA-250W	5	枚	¥50,000	¥ 250,000	
		BBB222BB-250W	5	枚	¥50,000	¥ 250,000	
		CCC333CC-250W	5	枚	¥50,000	¥ 250,000	
架台購入費			1	式	¥70,000	¥ 70,000	
パワーコンディショナー購入費			1	式	¥200,000	¥ 200,000	
その他付属機器購入費						¥ 50,000	
工事費			1	式		¥ 300,000	
太陽光発電システム 小計						¥ 1,370,000	
設備本体購入費(燃料電池ユニット等)	〇〇〇社	FFF-66-F6	1	台		¥ 1,850,000	
付属品購入費							
工事費			1	式		¥ 180,000	
燃料電池システム(エネファーム) 小計						¥ 2,030,000	
					(1)	補助対象経費小計	¥ 3,400,000
備考						小計 (1) + (2)	¥ 3,400,000
					(3)	他補助金	
						合計	¥ 3,400,000
						消費税	¥ 340,000
						総合計	¥ 3,740,000
会社名 株式会社〇〇〇 〒×××-××××					(4)	他補助金控除後の 補助対象経費(1)-(3)	¥ 3,400,000
〇〇県〇〇〇市〇〇××-×-×						補助申請金額	¥ 130,000
						※(4)から(V2H充放電設備は(4)×1/10から)千円未満の端数を切り捨てた額(補助金額上限内)	
Tel. ×××-××××-××××		担当者		〇〇 〇〇			

行を追加。

補助対象外の設備がある場合は、  
行を追加して記入してください。

## 6 申請について (4)貸与料金の算定根拠明細書 記載例(リース契約の方のみ)

第1号様式の2別紙(第5条関係)

### 貸与料金の算定根拠明細書

鎌ヶ谷市長 様

リース事業者 住 所 ▲▲県●●市××1-2-3  
 名 称 ●●●株式会社  
 代表者職・氏名 取締役社長 鎌ヶ谷 花子  
 電 話 番 号 000-0000-0000

リ ー ス 先 住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
 氏 名 鎌ヶ谷 次郎  
 電 話 番 号 047-123-4567

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。  
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ヶ谷市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
V2H 充放電設備	60月	250,000円	0円	250,000円	2,000,000円	1,750,000円	250,000円

#### (注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 鎌ヶ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

## 6 申請について (5) 提出方法

### ○提出方法

持参または郵送で提出して下さい。

申請は受付順で、設備別予算枠に達した時点で終了します。

申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に市に提出されたものは無効となります。

### ○市の補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら

速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、提出期限(別途お知らせいたします)までに、持参または郵送で提出して下さい。

※補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付いたします。

## 6 申請について (6) 申請期間

### ○申請期間

令和7年1月31日(金)まで

持参の場合、受付時間は午後5時までとなります。

郵送の場合、令和7年1月31日(金)必着となります。

(期間中に予算の範囲を超えた場合、超えた日に到着した申請書は抽選し受け付けます)

## 7 その他の注意事項

### <申請にあたって>

- (1) 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用のうえご提出下さい。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- (2) 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (3) 設備を設置した住宅を第三者が一部または全部について所有している場合は、所有(共有)者全員の「補助対象設備設置承諾書」(参考様式1)が必要です。
- (4) 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金額を決定します。
- (5) 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- (6) 補助対象設備を組み合わせて申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。
- (7) 太陽光発電システムについての申請の場合、申請者と電力受給契約者は同一人物である必要があります。
- (8) 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

### <補助金交付決定後>

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(21ページ参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合には予めご相談ください。
- (2) 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。



## 1 補助制度全般について

Q1-1	すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみを対象としています。
Q1-2	申請時にすでに設備を使用始めていますがよいですか？
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。申請時には設備を使用し始めていることが条件となっています。
Q1-3	申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？
A	指定した様式をご利用ください。ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4	手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてくるのですか？
A	申請者に送付します。
Q1-5	国や県の補助金を一緒に受けることはできますか？
A	可能です。ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費からその補助金額を控除することになります。 なお、千葉県が実施する共同購入支援事業により購入した太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池システムについても対象になります。
Q1-6	過去に鎌ヶ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？
A	可能です。設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

## 2 補助対象について

Q2-1	二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？
A	対象になります。ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。また、太陽光発電につきましては、電気事業者との特定契約もそれぞれの世帯で締結していただくことが必要です。
Q2-2	住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？
A	住居のみ対象になります。ただし、建物の所有が法人である場合は、法人の承諾書が必要となります。

Q2-3 借家に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、建物の所有者（大家等）の承諾書が必要です。また法定耐用年数の期間内は売却等の処分をすることができません。
Q2-4 マンション等の共同住宅に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、設置箇所を自己で所有し、かつその共同住宅（設置箇所）に居住している場合に限りです。
Q2-5 複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？	
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-6 現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件になります。
Q2-7 現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？	
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録することが条件となります。
Q2-8 別荘に対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-9 対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をすることが条件となります。
Q2-10 設置の工事または建売住宅の引き渡しはいつまでに終わらせなければいけませんか？	
A	申請日までに完了させ、かつ申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をすることが条件になります。
Q2-11 対象設備を設置した住宅の引渡しがありました。対象設備の保証開始は補助対象期間前ですが、住宅の引渡しは補助対象期間中でした。補助の対象ですか？	
A	対象外です。保証（使用）の開始が補助対象期間中の設備が対象となります。

Q2-12 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	<p>クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象となります。</p> <p>所有権留保付きローンの場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象となります。</p> <p>リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象となります。</p>
Q2-13 ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？	
A	対象外です。
Q2-14 太陽光発電システムを設置しました。申請者と電力受給契約者が異なりますが、問題ありませんか？	
A	申請者と電力受給契約者は同一である必要があります。

### 3 補助金の申請について

Q3-1 二世帯住宅です。どちらの世帯でも使用できる設備を1台設置しようと思いますが、どちらが申請すればいいですか？	
A	太陽光発電システムについては電力受給契約者が、その他の設備については発注者が、国補助金の交付を受けている場合には、その補助金の申請者である方が申請してください。
Q3-2 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日（太陽光発電システムの場合は特定契約締結日）をご記入ください。
Q3-3 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>全ての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。</p> <p>なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」は全ての設備の設置が完了した日をご記入ください。</p>

Q3-4 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）や、太陽電池モジュールの場合のみ出力対比表またはバーコードの写しでも可とします。</p> <p>なお、以下の設備についてそれぞれの項目が網羅されていることが必要です。もし保証書や出荷証明書等に以下の項目が明記されていない場合は、併せてカタログや仕様書をご提出ください。</p> <p>(1) 太陽光発電システムの場合  太陽電池モジュールの購入日、メーカー名、品番、<u>公称最大出力</u>  パワーコンディショナーの購入日、メーカー名、品番、<u>定格出力</u></p> <p>(2) その他の設備  設備本体の購入日、メーカー名、品番</p>
Q3-5 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	「工事費一式」ではお受けできません。内訳明細書についてはP12~13を参考に作成してください。（様式は問いませんが、参考様式2を使用させていただいて構いません。）
Q3-6 設備が設置された住宅を購入しました。領収書と内訳明細書はどのように提出すればよいですか？	
A	住宅の売買契約書（補助対象経費の内訳明細が記載されているもの）の写しを提出してください。
Q3-7 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

#### 4 リースについて

Q4-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。
Q4-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	リース事業者は市外の住所でも申請可能です。
Q4-3 補助対象設備の導入をリースで行った場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてくるのですか？	
A	リース事業者に送付します。

## 5 その他

Q5-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？									
A	申請者本人名義の口座に限ります。								
Q5-2 いつ、振り込まれますか？									
A	請求書を市が受理してから、30日程度を見込んでください。								
Q5-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？									
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、持参または郵送で提出してください。								
Q5-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？									
A	<p>それぞれ以下のとおりです。なお、これらの年数が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、予めご相談ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>燃料電池システム（エネファーム）</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン蓄電池システム</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要となります。申請は個人とリース事業者連名となり、補助金の返還者はリース事業者となります。</p>	太陽光発電システム	17年	燃料電池システム（エネファーム）	6年	リチウムイオン蓄電池システム	6年	V2H充放電設備	5年
太陽光発電システム	17年								
燃料電池システム（エネファーム）	6年								
リチウムイオン蓄電池システム	6年								
V2H充放電設備	5年								
Q5-5 知りたい質問の回答がここにはありません。									
A	環境課までご相談ください。								

## 9 提出先・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課（市役所1階）  
 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
 TEL 047-445-1227 FAX 047-445-1400  
 Mail ontai@city.kamagaya.chiba.jp